# ケータイ社労士 2024 労働法 法改正・訂正

## 【10月16日】

- ・P115 3章 労働者災害補償保険法 6課 1問目を削除
- ※ 5問目と重複問題のため

## 【11月5日】

・P22 1章 労働基準法 11課 4

誤:(4)

正:(6)

### 【1月14日】

【法改正】 (2024年4月からの労働条件明示のルール変更備えは大丈夫ですか?)

・P18 1章 労働基準法 9課 3追加

# 3 有期労働契約の更新上限の新設・短縮の場合の説明

- (5) 使用者は、有期労働契約の**更新の上限**を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ労働者に**説明** しなければならない。
- ・P47 1章 労働基準法 23課 4問目

誤:<mark>答</mark>X

正:(2) 答X

・P92 2章 労働安全衛生法 7課 (3)

誤:総括安全衛生管理者

正:統括安全衛生責任者

## 【3月25日】

- ・P320 6章 労働に関する一般常識 8課 (3) 2行目と3行目の間に以下を追加
- →**要介護状態**とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり、常時介護を必要とする状態をいう。

## 【5月19日】

・P9 1章 労働基準法 4課 1問目 下線付ける

誤:成立しない 正:成立しない

【法改正】 (厚生労働省関係の主な制度変更(令和6年4月)について)

・P138 3章 労働者災害補償保法 18課 (3)

前:⇒常時介護は17万2,550円、随時介護は8万6,280円。

後:⇒常時介護は17万7,950円、随時介護は8万8,980円。

# 同課 (4)

前:⇒常時介護は7万7,890円、随時介護は3万8,900円。

後:⇒常時介護は8万1,290円、随時介護は4万600円。

# 【6月20日】

# 【法改正】 (労災保険率表)

・P272 5章 労働保険徴収法 10課 (2)

前:1000分の47

後:1000分の42

※ 同ページの「88」・「2.5」は変わらず